

**武豊社協ヘルパーステーション訪問介護・介護予防日常生活支援総合事業
第一号訪問事業 重要事項説明書**

1 事業者

- (1)法人名 社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会
- (2)法人所在地 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
- (3)電話番号 0569-73-3104
- (4)代表者氏名 会長 中川美知夫
- (5)設立年月日 昭和61年7月11日

2 事業所の概要

事業所の名称	武豊社協ヘルパーステーション 平成12年1月28日指定 愛知県2375700347号
事業所の種別	訪問介護事業所 開設 平成12年4月1日 予防介護訪問介護事業所 開設 平成18年4月1日 介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業所 開設 平成29年4月1日
事業所の所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
事業所の目的と運営方針	要介護（要支援・事業対象者）の方に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう指定訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業を提供すること。
事業所の運営方針	訪問介護員は介護者等の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立支援の機能を高めるよう身体介護、その他生活全般の援助を行う。 事業の実施に当っては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
事業所が行っている他の業務	〔居宅介護支援事業〕 平成11年9月28日指定 愛知県2375700131号

3 事業実施地域及び営業時間

- (1)通常の事業の実施地域 武豊町の区域
- (2)営業日及び営業時間

営業日・時間	月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日を除く） 電話は24時間対応
サービス提供時間	月曜日から金曜日 8時30分から17時15分 ただし、時間外、土日、祝祭日もご相談に応じます

4 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスは、利用料金のうち各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を差し引いた額が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

○身体介護

入浴・排せつ・食事等、及び自立支援のための見守りの援助を行います。

○生活援助

一般的な調理・洗濯・掃除・買物・衣類整理等の支援を行います。

当事業者では、上記のサービス内容から居宅サービス計画書（介護予防サービス・支援計画書）を踏まえた訪問介護計画（介護予防訪問介護計画・生活支援型訪問サービス計画）を定めてサービスを提供します。

(2) <利用料金>

○サービス利用料金については、別紙1に記載していますのでご参照ください。

- ◆ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）は別紙1のとおりです。
- ◆ 夜間・早朝（18時から22時・6時から8時）上記の25%割増加算
- ◆ 深夜（22時から6時）上記金額の50%割増加算
- ◆ 1人の訪問介護員による介護が困難な場合等で、ご利用者の同意のもと2人でサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます

(3) サービス提供に要する自己負担額

下記の費用は介護給付費の対象ではありませんので実費等をいただきます。

- ① 通院介助等において訪問介護員に必要な公共交通機関などの交通費、入場料、利用料その他サービス提供に必要な実費。
- ② 要介護状態区分の区分支給限度基準額を超過して利用された場合は、超過利用されたサービスの金額が、全額自己負担となります。

(4) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の②の料金・費用は、毎月末日までの分を翌日26日(26日が金融機関休業日の場合は翌営業日)までに金融機関から引き落としの方法によりお支払いください。

(2)の①は、サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。

(5) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、訪問介護計画等で定めたサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合にはサービスの実施の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用予定の前日までに申し出がなく、当日中止の申し出をされた場合や連絡がないまま訪問介護員が訪問したものの、利用者のご不在等でサービスを提供できなかった場合は、取消料をお支払いいただきます。ただし利用者の体調急変等のやむをえない場合はこの限りではありません。

<取消料>	サービス計画時間	1 時間以内	1000 円/1 回
		1 時間半以内	1500 円/1 回
		2 時間以内	2000 円/1 回
		以降 30 分毎に	500 円ずつ加算

- ③サービス利用の変更・追加は、訪問介護員の稼働状況により希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その時は、他の日時を利用者に提示して調整いたします。

5 従業者の体制

<配置状況>

管理者 常勤 1 名
サービス提供責任者 介護福祉士 2 名以上(常勤換算)
訪問介護員 4 名以上(常勤換算)

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う従業者

サービス提供について、担当のサービス提供責任者を決定します。ただし、実際のサービス提供は、複数の訪問介護員が交替して担当します。

(2) 訪問介護員の交替

① 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員に業務上不適当と認められる事情があること、その他交替を希望する理由を明らかにして、当事業所に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

当事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

従業者についてお気づきの点やご要望がありましたら、苦情受付窓口等に遠慮なくご相談ください。

(3) サービス実施時の留意事項

① 備品等の使用

サービス実施のために必要な利用者の居宅の備品等(水道・ガス・電気を含む)及び事務所への連絡に使う電話は無償で使用させていただきます。

② サービス内容の変更

訪問時に、利用者の体調等の理由で訪問介護計画(介護予防訪問介護計画・生活支援型訪問サービス計画)に予定されていたサービスの実施ができない場合には、適宜介護支援専門員へ連絡させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

① 利用者もしくはご家族等の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり

② 医療行為

③ 利用者もしくはその家族等からの金銭もしくは物品を受領し、または飲食の提供を受けること

④ 利用者の家族等に対するサービスの提供

⑤ 飲酒・喫煙及び飲食(利用者の同意を得て利用者と一緒に飲食を行う場合は除く。)

⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)

- ⑦その他利用者もしくはその家族等に対する宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

7 損害賠償保険への加入

本事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険名	社会福祉法人	全国社会福祉協議会	社協の保険
補償の概要	対人対物	1事故1億円	

8 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等をはじめ、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、管理者に報告します。

9 緊急時の対応

利用者に対するサービス提供中に利用者の容態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告します。

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況

無し。

11 虐待防止・身体拘束等について

事業所は利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努めるため、虐待防止規程を作成し、虐待の防止のため次の措置を講じます。また当事業所職員が虐待をしている可能性がある場合には直ちに防止策を講じ市町村へ通報します。

- (1) 虐待防止に関する責任者【虐待防止対応責任者】の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 従業者に対する虐待の防止、啓発・普及するための研修の実施
- (4) その他、利用者の人権の擁護、虐待防止のための必要な措置

事業者は身体拘束の防止のため、従業者に対して定期的な研修を実施する等の適切な体制整備を行い、やむを得ない場合を除き身体拘束を行わず、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その経緯を記録するなど適切な措置を講ずるものとします。

12 ハラスメント対策の強化について

- (1) 事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- (2) 事業者は、訪問介護員が利用者に対し、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

13 感染症対策について

当事業所は、感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のために、平常時の対策及び発生時の対応についての管理体制を整備します。従業者に対しては感染症マニュアルに基づき必要な研修を行います。また安全衛生委員会を設置し定期的に開催します。

14 災害による営業中止について

次の各号に該当する事態がサービス提供前に発生した場合はサービス提供せず、サー

ビス提供中に発生した場合は、可能な限り利用者の安全を確保した上でサービスの提供を終了します。

- (1)武豊町に震度5以上の地震が発生したとき
- (2)地震発生により、伊勢湾及び三河湾に面する市町村に津波警報が発表されたとき
- (3)気象庁から南海トラフ地震に関する情報が出されたとき
- (4)その他の自然災害(台風、豪雨、降雪等)により営業中止を相当と判断したとき

1.5 営業再開について

ライフライン復旧、交通、通信事情、訪問介護員の安否状況を確認した上、営業を再開します。

1.6 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービスのご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続き等のご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付担当者 管理者 石田富美子

○受付時間 月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日は除く）
午前9時から午後5時

(2) 行政機関その他苦情受付機関

武豊町役場 福祉課	所在地 武豊町字長尾山2番地 電話番号 0569-72-1111
愛知県 国民健康保険団体連合会	所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 電話番号 052-971-4165
愛知県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 愛知県社会福祉会館内 電話番号 052-212-5515
	所在地 電話番号

(3) 第三者委員

本事業所では、以下の方を第三者委員に選任しています。利用者は本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することができます

石橋 哲夫	電話番号 0569-72-2503
神谷 誠	電話番号 0569-73-5775

令和 年 月 日

指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

武豊社協ヘルパーステーション

説明者職名 サービス提供責任者 氏 名 _____

(ご利用者)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護(介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業)の提供開始に同意しました。

住 所 武豊町 _____

氏 名 _____

(署名代行者)

私は、本人に代わり事業者から重要事項の説明を受け、上記記名を行いました。

本人との関係 _____

住 所 _____

氏 名 _____